

駒沢学園女子中学高等学校

新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン

令和4年8月18日作成

令和4年10月1日更新

登校・出席の扱いについて

- (1) 以下の場合には、登校不可（出席停止）とする。
 - ・生徒が感染
 - ・生徒が濃厚接触者となった場合
 - ・生徒が PCR 検査を受けた日から、陰性の結果がでるまでの期間
 - ・同居家族が濃厚接触者となり、発熱・風邪症状がある場合
 - ・同居家族に発熱・風邪症状等の新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
- (2) 以下の場合は、登校を控える。
 - ・生徒に発熱や風邪症状がある場合 ※ただし、医師の指示があった場合、登校不可（出席停止）
- (3) 確認・相談事項があれば学校に連絡する。

学校の対応

- (1) 陽性者が確認された場合
 - ①陽性者（発症 2 日前まで登校）が確認された場合、授業の活動内容や生徒の健康状態の情報収集を行う。学級閉鎖は、状況に応じて設定する。
 - ②校内の消毒作業を行う。
- (2) 生徒への対応
 - ・陽性者が確認された場合、偏見や差別などが生じないよう配慮を行う。
 - ・毎日の健康観察表を確認し、生徒の体調を把握する。
 - ・オンライン授業の配信をする。
 - ・自宅休養中にオンライン授業に参加することができる。
(実技教科は、オンライン授業を行えない場合もある。)
- (3) 保護者への周知
 - ・陽性者が複数確認され、学級閉鎖または学年閉鎖等が必要になった場合にフェアキャストにてお知らせする。

濃厚接触者について

文科省のガイドラインに基づき、同時に多数の感染者が発生した場合等、学校が必要と判断した場合に濃厚接触者の候補者リストを作成することがある。

- (1) 濃厚接触者の候補者となる期間・・・校内において発症 2 日前まで。
無症状の場合には、陽性確定の検体採取日 2 日前から
自宅療養等を開始するまでの期間。
- (2) いずれかに該当する者は候補者とする。
・マスクなしで、約 15 分以上、約 1m の距離で感染者と接触した者
上記以外にも状況に応じて、候補者とする。

濃厚接触者の待機期間

- ・陽性者との最終接触日を 0 日とし、5 日間休養期間中に無症状の場合には 6 日目から登校可とする。
6 日目以降も毎日の検温や健康観察を行う。
- ・抗原定性検査キット（体外診断用医薬品に限る。研究用は不可）により 2 日目と 3 日目に自費検査
を行い、陰性が確認された場合、3 日目から登校可とする。

例

2月1日 	2月2日 	2月3日 	2月4日 	2月5日 	2月6日 	2月7日
0日	無症状 1日目	無症状 2日目	無症状 3日目	無症状 4日目	無症状 5日目	6日目
陽性者との 最終接触日	休養					登校可

学級閉鎖等の判断について

文科省のガイドラインに基づき、以下の通りにする。

学級閉鎖になる場合

1. 同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合
 2. 感染が確認された者が 1 名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 3. その他、学校長が必要と判断した場合
- ※学級閉鎖の期間としては、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響を踏まえて判断する。

学年閉鎖になる場合

- ・複数の学級が閉鎖した場合、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合に学年閉鎖を実施する。

学校全体の臨時休校になる場合

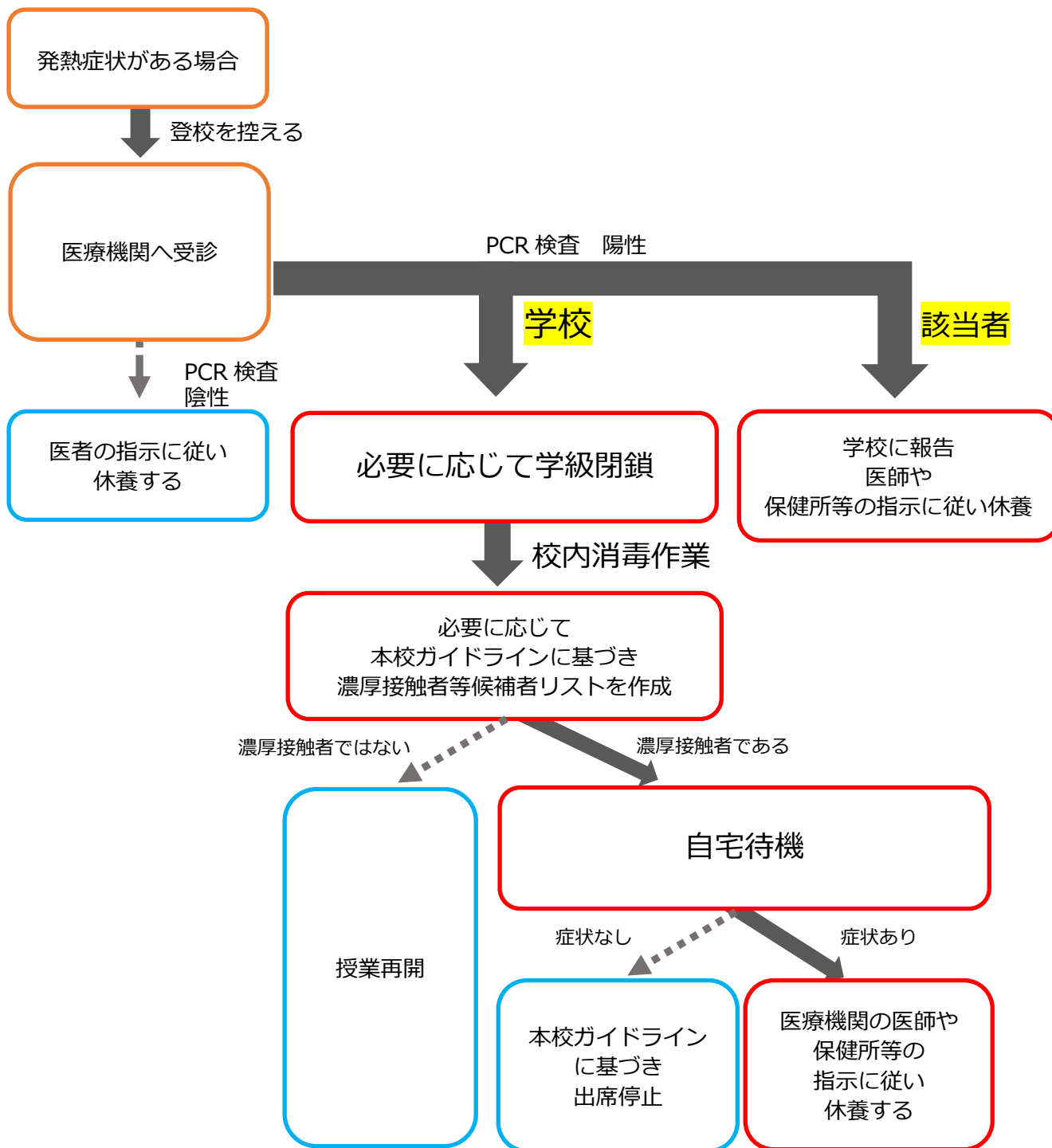
- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休校を実施する。

※学級、学年閉鎖や臨時休校中に新たな陽性者が複数発生した場合には、期間を延長することもある。

その他

- ・教職員が感染した場合も同様とする。

生徒の感染が判明した場合のフローチャート



※文科省のガイドラインに準ずる。